

策方針にも影響を及ぼすが如き状態に立至るならば、もとより許し得ることでは無い。混沌たる我國労働組合運動乃至社會運動の前途を打開し、その依るべき基準を與ふる責任は、俱樂部に存在するものである。故に、その依つてもつて立つところの根本方針を忘るゝならば、俱樂部存在の意義は絶無なりとは云はざる迄も、その大幸を失ふ。我同盟は參加團體の代表者が、満場一致決定せる精神には、今後永く忠實を誓ふことを固く期待せるものであり、且つ、この精神が當該組合に徹底せしむる様、一致協力の必要を感ずるものである。我労働總同盟の責任愈々加はり、組合員諸君の任務益々重要となり來るを痛感する次第である。

然るに其後全國同盟大會(十一月二、三日)は俱樂部問題に依つて大混亂に陥入り、中央委員會は遂に、加藤勘十君外三名を除名處分に附し、事實上大分裂を遂ぐるに至つた。

(六) 團體協約確立運動概況

本年度の成績

一本年度に於ける團體協約確立運動の成績は別表の如く、六協約、四百二十四人が新に成立し、二協約九十八人を解消した。團體協約は、我同盟の重要方針として、熱心なる努力をなしつゝあるに拘はらず、その發展は割合に遅々たるものである。これは、雇主側に於て團體協約に對する理解充分ならず、加ふるに工業俱樂部其他の資本家團體が、反労働組合思想の宣傳に努力し、陰に陽に之を妨害しつゝあることも、原因の一なりと認めらる。新成立協約は、依然中小工場に多い。その成立に至つた動機に就て見ると、労働争議に依る經驗、經營不振打開の爲の平和政策、雇主の理想主義に基くもの等々で、必ずしも同一では無いけれども、如何なる動機によるものによせよ、労働組合を協約の相手方として公認せんとする態度は、眞に労働組合を理解し誠意を有するものである限り、我同盟は之と協力するものである。

解消したる協約は、不況の結果工場解散の止むなきに至つたものである。従來、團體協約は、關東労働同盟會所屬組合にのみ存在して居たのであるが、本年は大阪に一協約成立した。これは極めて小規模のものであるけれども、之を端緒として、協約確立運動が、關西労働同盟會に於ても熾烈に起り、良好なる成績を収むる様期待するものである。

運用状態

團體協約確立運動の爲に、特に委員會其他の機關を常設して、定期に労働條件を締結し、更改するものと、然らずしる必要に應じ、これを行ふものがあるのであるが、我同盟としては漸次、常設機關を設置する方針を採用して居る。本年度は、經濟恐慌の影響が、協約工場にも及び、事業縮小等の結果、労働條件の低下にも當面したのであるが、協約機關の運用に依つて、多く妥當公正なる解決を見えて居る。又、中には労働條件改善が行はれたものもあるのである。本年度に新成立したる並木製作所に於ける工場委員會規約を、參考の爲左に記載する。

工場委員會令則

- 第一條 本會ハ株式会社並木製作所ニ之ヲ設ク
- 第二條 本會ハ産業報國ノ精神ニ基キ労働條件ニ關シ誠意アル研究ノナン適切ナル立案ニヨリ以テ社業ノ進展ト従業員ノ生活上トニ貢獻スルヲ目的トス
- 第三條 本會ハ指名委員、選出委員及組合委員ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ノ議長ハ専務取締役ノ任命セル代表者之ニ任ズ
- 組合委員ハ中央合同労働組合長徳永正報、主事池澤二及大塚支部長ノ三名トス
- 選出委員ハ四名トシ、第一區ヨリ第五區マデノ愛喜和會選出委員中ヨリ之ヲ五選ス
- 指名委員ハ七名トシ會社役員中ヨリ専務取締役之ヲ指名ス
- 第五條 本會ニ書記二名ヲ置ク
- 書記ノ任命ハ議長之ヲ行フ
- 第六條 本會議ハ毎年一回トシ六月之ヲ開催ス
- 第七條 本會ノ目的ヲ達成スルタメ準備委員會ヲ置ク